

沖縄県教育委員会職員等公益通報制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員等からの公益通報が迅速かつ適正に取り扱われる仕組みに関し必要な事項を定め、公益通報者の保護を図ることにより、適法かつ公正な県政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 教育委員会に所属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項及び第3項に規定する職員（以下「職員」という。）又は公益通報の日前1年以内に職員であった者
- (2) 県から事務事業を受託し、又は請け負った事業者の役員若しくは従業員又は公益通報の日前1年以内に当該役員若しくは従業員であった者
- 2 この要綱において、「学校職員等」とは、沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）第1条に規定する県立学校に所属する職員（以下「学校職員」という。）又は公益通報の日前1年以内に学校職員であった者をいう。
- 3 この要綱において、「公益通報」とは、県政の適法かつ公正な執行を期することを目的に、職員等により行われる通報をいう。
- 4 この要綱において、「公益通報者」とは、公益通報を行う職員等をいう。

(公益通報)

第3条 職員等は、県の事務若しくは事業に関し、次の各号のいずれかに該当する事実があると思料するときは、公益通報をすることができる。

- (1) 法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある事実
- (2) 人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実
- (3) 県に対する県民等の信頼を損なうおそれがある事実

(公益通報者の責務)

第4条 公益通報者は、公益通報に当たっては、所属及び氏名を明らかにし、客観的な資料に基づき誠実に行うよう努めなくてはならない。

- 2 公益通報者は、他人に損害を与える目的その他不正な目的又は人事上の処遇、その他自らの私的利益を得る目的で公益通報することはできない。

(公益通報者の保護)

第5条 職員は、公益通報者に対していかなる不利益な取扱いもしてはならな

い。

- 2 公益通報に係る文書、公益通報者に関する情報等は、非公開とする。
- 3 職員は、公益通報者を特定しようとする行為を行ってはならない。

(通報対応体制)

第6条 通報対応業務の責任者は教育長とする。

- 2 通報対応業務を行い、かつ、公益通報者を特定させる事項を伝達される者を通報対応業務従事者とし、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てる。
ただし、公益通報のあった内容に関して利害関係を持つと認められる職員については、通報対応業務従事者として指名しない。
 - (1) 総務課の課長、副参事又は服務担当の班長、主幹若しくは班員
 - (2) 学校人事課の課長、県立学校人事管理監又は服務担当の班長、主幹若しくは班員
 - (3) その他教育長が指名する者
- 3 通報対応業務従事者は、公益通報者の特定につながり得る情報（通報者の氏名、所属等の個人情報のほか、公益通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）を通報対応業務従事者以外に共有してはならない。

(公益通報の処理)

第7条 公益通報は、親展文書（封書）又は電子メールにより、学校職員等を除く職員等については総務課長に、学校職員等については学校人事課長に対して行うものとする。

- 2 総務課長及び学校人事課長（以下「所管課長」という。）は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、公益通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。
- 3 所管課長は、公益通報を受理した場合には、教育長に報告するものとする。
- 4 教育長は、当該公益通報について調査の必要があると認められるときは、直ちに調査を開始するものとする。
- 5 所管課長は、公益通報の対象となった職員、関係する課等に対し調査を行い、その結果を教育長に報告するものとする。

(独立性の確保)

第8条 所管課長は、調査結果の整理に当たり、弁護士等による助言を受けるなど、公益通報の対象となった職員からの独立性を確保する措置を講ずるものとする。

(是正措置等)

第9条 教育長は、第7条の調査結果に応じて、必要な措置をとるものとする。

- 2 教育長は、是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）をとったときは、その内容について、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライ

バシー等に配慮しつつ、公益通報者に対し遅滞なく通知するよう努めるものとする。

(調査結果の公表等)

第 10 条 教育長は、必要と認める事項を適宜公表するものとする。

- 2 教育長は、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは新たな是正措置等その他の改善を行うものとする。
- 3 教育長は、公益通報者に対し、通報したことを理由とした不利益取扱いや職場内で嫌がらせ等が行われていないか適宜確認するものとする。

(懲戒処分等)

第 11 条 教育長は、第 5 条第 3 項及び第 6 条第 3 項の規定に正当な理由なく違反した職員及び前条第 3 項に規定する不利益扱いや職場内での嫌がらせ等を行った職員には、懲戒処分その他必要な措置をとるものとする。

(公益通報等の関連文書の管理)

第 12 条 公益通報等の処理に係る記録及び関係資料については、文書管理に関する法令に基づき適切な方法で管理しなければならない。

(職員等への周知)

- 第 13 条** 教育長は、定期的な案内その他適切な方法により、本事項の内容、通報対応体制及び公益通報処理の仕組み等について、職員等に対し周知・教育するものとする。
- 2 前項に規定する事務は、所管課長に行わせることができる。
 - 3 所管課長は、公益通報等の方法、取扱い、公益通報者の保護の仕組み等について職員等から質問があった場合は、これを教示するものとする。

(運用上の注意)

第 14 条 この要綱の運用に当たっては、関係者の人権が不当に侵害されないように配慮するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、制度の運用に関し必要な事項は所管課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 5 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 13 日 教総第 1014 号）

この要綱は、令和 5 年 12 月 13 日から施行し、同日以降になされた公益通報について適用し、同日前になされた公益通報については、なお従前の例による。